

愛知県犯罪被害者等支援条例第8条に基づく「支援に関する指針」の 取りまとめに係る基本的な考え方について

1 「支援に関する指針」の取りまとめイメージ

- 愛知県犯罪被害者等支援条例第8条において、「支援に関する指針」には、以下の事項を定めることとしている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 犯罪被害者等支援についての基本的な方針二 犯罪被害者等支援に関する施策三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 |
|--|

- 「一 犯罪被害者等支援についての基本的な方針」については、愛知県における犯罪被害者等支援の「あるべき姿」、あるべき姿の実現における「重点課題」、重点課題の解決に向けた「施策の柱」などを想定している。
- 「二 犯罪被害者等支援に関する施策」については、「施策の柱」毎に「施策の体系」を整理し、体系づけた施策の「基本方針」を示すことを想定している。取りまとめにおいては、国の第4次犯罪被害者等基本計画も参考に、県が行う施策のうち、犯罪被害者等支援を目的とした制度以外の制度の活用推進も含めて検討していく。
なお、個別事業については、毎年度加除がある可能性があるため、別冊（仮）として取りまとめる。

<参考>第4次犯罪被害者等基本計画より抜粋

<前略>

犯罪被害者等が直面している経済的な困難を打開するため、加害者の損害賠償責任の実現に向けて必要な検討等を行うとともに、犯罪被害者等支援を目的とした制度以外の制度や民間の取組等の活用推進も含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を行わなければならない。

- 「三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」としては、策定する指針の改定時期や別冊（仮）の位置づけなどについて定めることを想定している。

2 取りまとめの範囲について

- 愛知県内では、県のみならず国や市町村、民間支援団体等がそれぞれ犯罪被害者等への支援を行っているが、指針では県が主体となって実施する支援を取りまとめるものとする。

＜愛知県犯罪被害者等支援条例第8条に基づく「支援に関する指針」イメージ＞

